

富山県建設業4団体と県が県有施設の災害時の 応急措置等業務に関する協定を締結

富山県管工事業協同組合連合会

富山県管工事業協同組合連合会（会長・藤川幸造氏）ほか建設関係業界の4団体が3月29日、県と「県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」を締結した。災害時に県民の避難先、災害復旧や救援活動の拠点となる県有施設について、応急措置や通常時の点検について、県と協定を締結。能登半島地震の直後でもあり、災害時の避難先の確保、迅速な復旧の重要性が再確認された。

この協定は富山県連のほかに県建設業協会、電業協会、空調衛生工事協同組合とも締結された。

同日県庁で行われた調印式には、石井富山県知事と4団体の代表が出席、協定書に署名した。



協定に調印する石井知事（右）と藤川県連会長



調印後、かたい握手を交わす

県有施設の災害時における応急措置等業務に関する実施細目協定

富山県（以下「甲」という。）と富山県管工事業協同組合連合会（以下「乙」という。）とは、平成19年3月29日付けで締結した県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定（以下「基本協定」という。）第6条の規定に基づき、県有施設の災害時における応急措置等業務に関する実施細目協定を、次の条項により締結する。

（業務対象施設の通知）

第1条 甲は、基本協定第3条に規定する業務対象施設を定めたときは、業務対象施設一覧表（様式第1号）により乙に通知するものとする。

（業務担当者の通知）

第2条 乙は、前条の規定による通知を受けたときは、基本協定に賛同する

者の中から、業務対象施設ごとに担当者（原則として複数とする。以下「業務担当者」という。）を定め、業務担当者通知書（様式第2号）により甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による通知に基づき、県有施設防災関係者連絡表（様式第3号）を作成し、業務対象施設の管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が業務対象施設の管理を行っている場合は、指定管理者。以下「施設管理者」という。）及び乙に通知するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による通知があったときは、県有施設防災関係者連絡表を業務担当者に通知するものとする。

（応急措置の実施）

- 第3条 甲が基本協定第4条第1項の規定により乙に対して行う応急措置の要請は、施設管理者が業務担当者に対して応急措置協力要請書（様式第4号）を提出することにより行うものとする。
- 2 施設管理者から前項の応急措置協力要請書の提出を受けた業務担当者（以下「施工者」という。）は、応急措置の内容を記載した書類、見積書等により施設管理者と協議するものとする。
 - 3 施設管理者及び施工者は、前項の規定による協議が成立したとき

は、応急措置打合せ簿（様式第5号）に記名し、及び押印するとともに、施工者は、速やかに応急措置に着手するものとする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、緊急に応急措置を実施する必要がある場合等書面による要請又は協議を行うことが困難なときは、口頭によりこれらを行うことができるものとする。この場合において、施設管理者及び施工者は、施工者が応急措置に着手後速やかに前3項の規定による書面を整えるものとする。
- 5 指定管理者が業務対象施設の管理を行っている場合において応急措置に係る工事費が100万円以上となるときは、第2項から第4項までの規定にかかわらず、これらの規定に係る指定管理者の事務については、甲の職員であらかじめ甲が定めたものが処理するものとする。

（請負契約の締結）

- 第4条 施設管理者及び施工者は、前条第3項に規定する応急措置打合せ簿を取り交わした応急措置について、速やかに請負契約を締結するものとする。

（自主点検の実施）

- 第5条 基本協定第4条第3項の規定による事前の調整は、自主点検を実施する業務担当者が施設管理者に対して自主点検実施計画書（様式第6号）を提出することにより行うものとする。

- 2 基本協定第4条第3項の規定による報告は、自主点検を実施した業務担当者が施設管理者に対して自主点検結果報告書（様式第7号）を提出することにより行うものとする。

（応急措置等業務に係る報告）

第6条 施設管理者は、第3条第1項の規定により応急措置協力要請書を提出し、又は前条第2項の自主点検結果報告書の提出を受けたときは、第10条に規定する甲の連絡窓口にて、その内容を報告するものとする。

- 2 業務担当者は、応急措置等業務を実施したときは、第10条に規定する乙の連絡窓口にて、応急措置等業務実施報告書（様式第8号）によりその概要を報告するものとする。

（立会い）

第7条 業務担当者は、応急措置等業務を実施するときは、施設管理者とあらかじめ協議のうえ、できる限り施設管理者の立会いのもとで行うものとする。

（損害補償）

第8条 業務担当者は、応急措置等業務に従事する者の災害補償のため、労働者災害補償法（昭和22年法

律50号）の適用を受けるために必要な手続をあらかじめ採るものとし、応急措置等業務に従事した者が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、同法の規定によるものとする。

（秘密等の保持義務）

第9条 甲（施設管理者を含む。）及び乙（業務担当者を含む。）は、応急措置等業務に関し知り得た秘密及び個人情報等を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

（連絡窓口）

第10条 基本協定及びこの協定に関する連絡窓口は、甲にあっては富山県土木部営繕課、乙にあっては富山県管工事業協同組合連合会事務局とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成19年3月29日

甲 富山市新総曲輪1番7号

富山県知事 石井 隆一 印

乙 富山市城川原二丁目9番10号

富山県管工事業協同組合連合会

会 長 藤川 幸造 印